

年 月 日 提出

提出用

明治 1
大正 2
昭和 3
平成 4
令和 5

住所 (電話 - - -)
フリガナ
氏名
個人番号又は法人番号
生年月日 職業

税務署整理欄 (記入しないでください)
整理番号 名簿
補完
申告書提出年月日 財産細目コード
災害等延長年月日
出国年月日
死亡年月日
短期処理 確認
訂正 修正
作廢分 枚数

第一表 (令和3年分以降用)

(住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と一緒に提出してください。)

i 特例贈与財産分
私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
住所
フリガナ
氏名
続柄
生年月日
取得した財産の明細
種類
細目
利用区分・銘柄等
所在地
財産取得した年月日
財産の価額(単位:円)
数量 単価 固定資産税評価額 倍 数
令和 年 月 日
過去の贈与税の申告状況
平成 令和 年分 署
過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

ii 一般贈与財産分
住所
フリガナ
氏名
続柄
生年月日
取得した財産の明細
種類
細目
利用区分・銘柄等
所在地
財産取得した年月日
財産の価額(単位:円)
数量 単価 固定資産税評価額 倍 数
令和 年 月 日
過去の贈与税の申告状況
平成 令和 年分 署
過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。
配偶者控除額 (右の事実該当する場合は、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)
贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額

【合計欄】 暦年課税分 (③の控除後の課税価格) (単位:円)
暦年課税分の課税価格の合計額 (①+(②-③)) ④
基礎控除額 ⑤
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) ⑥
⑥に対する税額 「贈与税の速算表」を使用して計算します。 ⑦
外国税額の控除額 ⑧
医療法人持分税額控除額 ⑨
差引税額 (⑦-⑧-⑨) ⑩
相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額) ⑪
相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の④の金額の合計額) ⑫
課税価格の合計額 (①+②+⑩) ⑬
差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫) ⑭
農地等納税猶予税額 ⑮
株式等納税猶予税額 ⑯
特例株式等納税猶予税額 ⑰
医療法人持分納税猶予税額 ⑱
事業用資産納税猶予税額 ⑲
申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲) ⑳
この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 ㉑
申告期限までに納付すべき税額の増加額 ㉒

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表(控用)の裏面をご確認ください。

相続時精算課税分

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印
確認者

年 月 日 提出

控 用

明治1
大正2
昭和3
平成4
令和5

住所 (電話 - - - - -)
フリガナ
氏名
個人番号又は法人番号 ※個人番号又は法人番号は複写されません
生年 月 日 職業

第一表

(令和3年分以降用)

○この用紙は

控用です。

申告には必ず

提出用を使用してください。

特例贈与財産分 取得した財産の明細表 (i) 種類 細目 利用区分・銘柄等 財産を取得した年月日 財産の価額 (単位:円) 数量 単価 固定資産税評価額 倍 数

一般贈与財産分 取得した財産の明細表 (ii) 住所 取得した財産の明細 令和 年 月 日 令和 年 月 日

【合計欄】 暦年課税分 (③の控除後の課税価格) (単位:円) 暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③) 基礎控除額 ⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) ⑥に対する税額 「贈与税の速算表」を使用して計算します。 外国税額の控除額 医療法人持分税額控除額 差引税額 (⑦-⑧-⑨) 相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額) 相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額) 課税価格の合計額 (①+②+⑪) 差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫) 農地等納税猶予税額 株式等納税猶予税額 特例株式等納税猶予税額 医療法人持分納税猶予税額 事業用資産納税猶予税額 申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲) この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 申告期限までに納付すべき税額の増加額

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表(控用)の裏面をご確認ください。

相続時精算課税分

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	6,000,000円
基礎控除額	B	1,100,000円
Bの控除後の課税価格【A-B】	C	4,900,000円
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	D	680,000円

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合

〔特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。〕

$$\begin{aligned} & \text{A}6,000,000\text{円} - \text{B}1,100,000\text{円} = \text{C}4,900,000\text{円} \\ & \text{C}4,900,000\text{円} \times 20\% (\text{特例税率}) - 300,000\text{円} (\text{控除額}) \\ & = \text{D}680,000\text{円} \end{aligned}$$

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

<ご注意ください!> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	A	14,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	B	10,000,000円
基礎控除額	C	1,100,000円
B及びCの控除後の課税価格【A-B-C】	D	2,900,000円
Dに対する税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	E	335,000円

(例) 一般贈与財産14,000,000円を取得した場合
(配偶者控除10,000,000円を適用する場合)

〔一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。〕

$$\begin{aligned} & \text{A}14,000,000\text{円} - \text{B}10,000,000\text{円} - \text{C}1,100,000\text{円} \\ & = \text{D}2,900,000\text{円} \\ & \text{D}2,900,000\text{円} \times 15\% (\text{一般税率}) - 100,000\text{円} (\text{控除額}) \\ & = \text{E}335,000\text{円} \end{aligned}$$

【速算表(一般贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	10,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】 (申告書第一表の④の金額)	D	15,000,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
Eの控除後の課税価格【D-E】 (申告書第一表の⑥の金額)	F	13,900,000円
Fの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。	G	3,660,000円
特例贈与財産に対応する税額 【G×A/D】	H	1,220,000円
Fの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。	I	4,505,000円
一般贈与財産に対応する税額 【I×(B-C)/D】	J	3,003,333円
税額(H+J) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	4,223,333円

(例) 特例贈与財産5,000,000円及び一般贈与財産10,000,000円を取得した場合

〔特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(E)を控除した課税価格(F)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(G・I)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額(K)を計算します。〕

(1) 特例贈与財産に対応する税額(G及びH欄の計算)

$$\begin{aligned} & \text{F}13,900,000\text{円} \times 40\% (\text{特例税率}) - 1,900,000\text{円} (\text{控除額}) \\ & = \text{G}3,660,000\text{円} \\ & \text{G}3,660,000\text{円} \times (\text{A}5,000,000\text{円} / \text{D}15,000,000\text{円}) \\ & = \text{H}1,220,000\text{円} \quad (\text{注}) 1\text{円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。} \end{aligned}$$

(2) 一般贈与財産に対応する税額(I及びJ欄の計算)

$$\begin{aligned} & \text{F}13,900,000\text{円} \times 45\% (\text{一般税率}) - 1,750,000\text{円} (\text{控除額}) \\ & = \text{I}4,505,000\text{円} \\ & \text{I}4,505,000\text{円} \times \{(\text{B}10,000,000\text{円} - \text{C}0\text{円}) / \text{D}15,000,000\text{円}\} \\ & = \text{J}3,003,333\text{円} \quad (\text{注}) 1\text{円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。} \end{aligned}$$

(3) 贈与税額の計算(K欄の計算)

$$\text{H}1,220,000\text{円} + \text{J}3,003,333\text{円} = \text{K}4,223,333\text{円}$$